

「航空自衛隊三沢基地における展示即売会の設置及び経営」
募集要領

令和 8 年 9 月
第 3 航空団基地業務群業務隊

募集要領

1 概要

青森県三沢市後久保 1 2 5 - 7 に所在する航空自衛隊三沢基地において、職員及び来庁者等の福利厚生を向上させるため、展示即売会の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

青森県三沢市後久保 1 2 5 - 7

航空自衛隊三沢基地 第 1 厚生センター 1 階 第 1 厚生センター駐車場
第 2 厚生センター 1 階

4 設置期間

令和 9 年 4 月 1 日（木）～令和 1 0 年 3 月 3 1 日（金）

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 区画数及び店舗数

ア 屋内展示即売会

第 1 厚生センター 1 階においては各日 2 区画（1 区画 6 m²）1 店舗以内、
第 2 厚生センター 1 階については各日 1 区画（6 m²）1 店舗までとし、必要に応じ別途協議するものとする。

イ キッチンカー

第 1 厚生センター屋外駐車場各日 2 区画（1 区画 3 4 . 1 1 m²）1 店舗までとし、必要に応じ別途協議するものとする。

(3) その他

詳細は仕様書のとおり。

6 公募説明会

参加を希望する業者は、公募説明会（売店）参加申込書（別紙様式1）を令和8年9月25日（金）1100までにメールにより提出先へ提出すること。

なお、提出期限を過ぎて公募説明会（売店）参加申込書が提出された場合、又は公募説明会に遅刻又は欠席した場合は、公募への参加を認めない。

(1) 説明会実施日

令和8年9月29日（火）

(2) 集合場所及び時間

ア 入門許可証及び車両入門許可証を所持していない業者

三沢基地ビジターセンター駐車場 1000

イ 入門許可証及び車両入門許可証を所持している業者

三沢基地 第1厚生センター2階 多目的ホール 1030

(3) 携行品

募集要項、仕様書及び顔写真付の公的な身分証明書（運転免許証等）車両で来訪する者は、車検証（車検証の有効期限が車検証に示されていない場合は、自動車検査証記録事項も携行すること。）

(4) 公募説明会（売店）参加申込書の提出先

第3航空団基地業務群業務隊厚生班 福井（フクイ）

メール：FUKUI9t@inet.aci.mod.go.jp

7 応募手続等

(1) 申請書類の提出

ア 申請書類

(ア) 申請書（別紙様式第2） 1部

(イ) 企画提案書（売店）（別紙様式第3） 1部

会社概要及び以下の内容を記載すること。

a 従業員管理（身元管理及び健康管理等）及び人員配置

b 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第4）

c クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

d 三沢基地における営業方針（職員が利用する際の利点）

e その他アピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類

商品カタログ等企画提案書の具体的資料 1部

(エ) 出店要望日及び区画数要望表（別紙様式第5）

(オ) 業務確約書（別紙様式第6） 1部

(カ) 全省庁統一資格の資格決定通知書の写し 1部

※ 全省庁統一資格を有しない業者においては、以下の書類をもって資格決定通知書の写しに代える。

a 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書））

発行後3ヶ月以内のもの

b 営業経歴書（会社の商号、所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載

されているもの。上記内容が記載されているパンフレット等でも可とする。)

c 財務諸表

(a) 法人

直近の(申請日直前1年以内に税務署へ提出した)貸借対照表、損益計算書、収支計算書、決算報告書等

(b) 個人

直近の(申請日直前1年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算書、確定申告書

d 直近の法人税又は所得税に係る納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

(き) 会社概要 1部

※ 会社名(個人の場合は商号)、所在地、代表者氏名、沿革、従業員数、事業概要が記載されていること。ただし、営業経歴書を提出している場合は不要とする。

(ク) 都道府県知事等の発行した営業許可書又は営業届出書の写し 1部
(該当する場合のみ)

(ケ) 展示即売会の営業に使用する車両の車検証の写し 1部
(キッチンカーの場合のみ)

イ 提出先

〒033-8604 青森県三沢市後久保125-7 航空自衛隊三沢基地
第3航空団基地業務群業務隊厚生班 福井(フクイ)

ウ 提出要領

令和8年9月30日(水)から同年10月8日(木)1700までの間に
郵送もしくは手交により提出先へ提出すること。(必着)

※ 提出後の申請書類の変更、撤回等は、原則認めない。

※ 申請書類は返却しない。

(2) 応募業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする

ア 申請書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 申請書類が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 申請書類に虚偽の記載があった場合

エ 申請書類に不備又は不足があった場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

カ 防衛省(防衛省共済組合を含む。)に支払う国有財産使用料(共済組合の場合は管理手数料)及び光熱水料を滞納したことがある又はしている場合

キ その他、応募業者として不適当であると認められる行為が確認された場合

8 業者の選定

申請書類に基づく総合的審査を実施し、高得点を獲得した上位7業者を選定する。当該審査により決しない場合は、抽選を実施する。なお、選定結果については、令和8年10月27日(火)1000から同年11月11日(水)1700までの間、三沢基地ホームページにて発表することとする。

なお、選定結果に異議を申し立てることはできない。

9 選定業者の提出書類

選定された業者は以下の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 国有財産（建物）の使用許可申請について（別紙様式第7）

イ 誓約書（別紙様式第8）

ウ 役員名簿（別紙様式第9）

(2) 提出先

〒033-8604 青森県三沢市後久保125-7 航空自衛隊三沢基地
第3航空団基地業務群業務隊厚生班 福井（フクイ）

(3) 提出要領

令和8年10月27日（火）から同年11月11日（水）1700までに、郵送により提出先へ提出すること。

10 業者選定までのスケジュール

(1) 公募説明会集合日時

令和8年9月29日（火）1000又は1030

(2) 申請書類の提出

令和8年9月30日（水）～同年10月8日（木）1700（必着）

(3) 選定業者発表日時及び掲載場所

日時：令和8年10月27日（火）1000

～同年11月11日（水）1700

場所：三沢基地ホームページ

(4) 国有財産使用許可申請書等の提出

令和8年10月27日（火）～同年11月11日（水）1700（必着）

11 募集要領等に関する質問

募集要領等について質問がある場合は、質問票（別紙様式第10）をメールにより提出先へ提出すること。令和8年9月25日（金）1100までに提出された質問内容については、原則、公募説明会において回答する。

提出先：第3航空団基地業務群業務隊厚生班 福井（フクイ）

メール：FUKUI9t@inet.aci.mod.go.jp

12 備考

出店希望日に沿うことができない場合があるので承知されたい。

公募説明会（売店）参加申込書

- 1 実施日：令和 8 年 9 月 2 9 日（火）
- 2 集合場所及び時間：
 - (1) 入門許可証及び車両入門許可証を所持していない業者
三沢基地ビジターセンター駐車場 1 0 0 0
 - (2) 入門許可証及び車両入門許可証を所持している業者
三沢基地 第 1 厚生センター 2 階 多目的ホール 1 0 3 0
- 3 説明場所：航空自衛隊三沢基地第 1 厚生センター 2 階多目的ホール
- 4 携行品：顔写真付きの公的な身分証明書、募集要領及び仕様書、車両で来訪する者は、車検証（車検証の有効期限が車検証に示されていない場合は、自動車検査証記録事項も携行すること。）
※ 提出期限を過ぎて参加申込書が提出された場合、又は公募説明会に遅刻若しくは欠席した場合は、公募への参加を認めない。また、時間に余裕を持って集合すること。

フリガナ	
業 者 名	

参加者

フリガナ	
氏 名	
電話番号	
メー ル	

来場車

車 名	
メーカー	
ナンバー	
色	
ドライバ ー	

- ※ 参加者は 1 名とする。
- ※ 令和 8 年 9 月 2 5 日（金） 1 1 0 0 までにメールにより提出先へ提出すること。
- 提出先：第 3 航空団基地業務群業務隊厚生班 福井（フクイ）
メール：FUKUI9t@inet.aci.mod.go.jp
- ※ 提出後、参加者が変更になる場合は、速やかに連絡すること。

防衛省使用欄

受付No.		受付担当	
-------	--	------	--

申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊三沢基地司令 殿

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

メー ル

青森県三沢市後久保125-7に所在する航空自衛隊三沢基地において、展示即売会を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

企画提案書（売店）

会社概要

業 者 名	
本 社 所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
社 員 数	
店 舗 ・ 営 業 所 数	
売 上 高	

防衛省における企画提案

ア	従業員管理（身元管理及び健康管理等）及び人員配置
イ	主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第 4）
ウ	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
エ	三沢基地における営業方針（職員が利用する際の利点）
オ	その他アピールポイント

主な販売予定商品・販売価格表

業者名			
商品名	規格等	価格	
		防衛省内	防衛省以外
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

※ 価格は税込みとする。

出店要望日及び区画数要望表

	出店要望日	平米数	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			

※1 必ず使用する日程のみ記入すること

※2 必要に応じ、行を追加すること

記入例

	出店要望日	平米数	備考
1	○月○日	6 m ²	第 1 厚生センター
2	○月○日	6 m ²	第 2 厚生センター
3	○月○日	1 2 m ²	第 1、2 厚生センター
4	○月○日	3 4 . 1 1 m ²	第 1 厚生センター駐車場

業務確約書

令和 年 月 日

航空自衛隊三沢基地司令 殿

「航空自衛隊三沢基地における展示即売会等の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名

法人個人の別

法人 ・ 個人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

メール

防衛省所管国有財産部局長
東北防衛局長 殿
(航空自衛隊三沢基地司令経由)

申請者 千
住所
氏名 (代表者)

国有財産（建物）の使用許可申請について

標記について、関係書類を添付して申請します。

添付書類：国有財産（建物）の使用明細表

担当者連絡先	
住所	
所属	
電話	
E-mail	

※のちほど国有財産使用許可書が記載のメールアドレスに
国有財産使用料の納付書が記載の住所に送付される予定です。

誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに定められた様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※ 1）、政治活動標ぼうゴロ（※ 2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

- ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
東北防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名 又は 名称

印

令和 年 月 日

[illegible]

質問票

質問内容

業 者 名	
担当者名	
電話番号	
メー ル	

仕様書

- 1 業務件名
航空自衛隊三沢基地における展示即売会の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売会（公序良俗に反する物品を除く。）の設置及び経営
- 3 相手方の選定
本業務を行う者は、航空自衛隊三沢基地司令（以下「甲」という。）が選定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、展示即売会の設置場所に係る国有財産の使用許可を得ること。
 - (2) 国有財産の使用許可は、東北防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違背したとき。
 - イ 本業務の解除をしたとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 国有財産使用料
丙は、乙に売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。また、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに会計年度の全額を一括して前納すること。
- 6 設置場所
青森県三沢市後久保 1 2 5－7 に所在する航空自衛隊三沢基地において、乙が指定する場所とする。
- 7 設置条件
 - (1) 設置場所における空調設備の運転・温度調節等は、乙が指定する。
 - (2) 国の行事及び緊急時等は、庁舎及び施設（設置場所を含む。）を国が優先して使用するものとする。
 - (3) 丙は、営業許可が必要な商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、設置及び経営を行うこと。
- 8 費用負担
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。
- 9 使用許可期間
令和 9 年 4 月 1 日（木）～令和 1 0 年 3 月 3 1 日（金）の間で、甲と丙が協議して決定する日とする。

10 営業時間

原則として１０００～１７００の間で丙が営業できる時間とし、それ以外は別途協議する。

11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用しないこと。

12 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売会を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について、常に心掛けること。
- (2) 丙は、本業務の従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
- (3) 丙は、本業務の従事者を、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しない者とする。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。

13 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成１０年法律第１１４号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合は、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、食品等を販売又は取り扱う場合は、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲及び乙の指示及び本業務を行うに当たり知り得た一切の情報を本業務の履行以外の目的に使用しない、又は第三者に開示しないこと。
- (2) 丙は、本業務の従事者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとること。

14 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違背した場合、及びその他本業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に対し一切の損害を賠償すること。
- (2) 丙は、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

15 業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、３ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用許可物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

- (2) 丙が本仕様書に記載されている遵守項目に違背した場合又は故意の過失により甲、乙及び利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。
- (3) 国有財産使用許可書の許可条件に違背した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

16 業務仕様

- (1) 丙は、本業務を行うに当たり、甲及び乙の指示に従うこと。
- (2) 丙は、提出した各種書類に基づき業務を適正に履行することとし、提案した内容について変更する場合は、甲と協議すること。また、食材、容器及び燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議すること。
- (3) 丙は、基地内等への立ち入りについて、関係規則に基づき手続を行うこと。また、許可を受けていない施設には立ち入らないこと。
- (4) 丙は、基地内で展示即売会を開催するにあたり、関係規則に基づき必要な手続を行うこと。
- (5) 丙は、本業務に使用する物品が特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合は、その基準を満たすものを使用すること。
- (6) 丙は、商品を販売及び提供するに当たり、防衛省における価格を防衛省以外における価格よりも安価とするよう努めること。
- (7) 丙は、各日の設置場所の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。
- (8) 丙は、業務の遂行にあたり発生した廃棄物に関しては持ち帰り、適切に処理すること。
- (9) 利用者から要望又は苦情があった場合は、丙は即時に対応し、対応結果を甲に報告すること。
- (10) 丙は、商品を販売及び提供するに当たり重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合は、甲に速やかに報告するとともに、甲の指示に従うこと。
- (11) 食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする食料品等の販売については、三沢基地を管轄する上十三保健所からの臨時営業許可と調理者及び販売員全員が細菌検査（O-157を含む。）を受けていること。
- (12) 火気を使用する場合は、必ず事前に届出するとともに、出店の際は消火器を設置すること。
- (13) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。